

○ 区側の発言

【会長挨拶】

- ・ 去る19日、東京都より最終素案の提示をいただいた。
都案の中身は、都区合意の原点に関わる問題点を含み、これまでの都区の共通認識から後退した印象を拭いきれません。
区長会としては、直接、知事から、私どもが疑問に思う諸点についてお話を伺いたいと思い、本日、区長会を代表して私どもが、参上した次第であります。

【基礎的自治体の法的位置づけについて】

- ・ 「基礎的自治体」であることを自治法上明確に位置づけることが、区民や議会に対する我々の公約である。
知事には、特別区の強い意思を是非ともご理解いただき、その実現に、最大限の努力をお願いしたい。

【職員の身分取扱について】

- ・ 事務事業が移管されれば、職員の身分も同時に切り替えられるのが自治の原則であり、基本であると思う。
都案によれば、清掃事業の全てに責任を負うことになる特別区が、一万人に近い職員の派遣を、都にお願いすることを基本とするということになってしまう。これは、区民や議会に対して、何とも説明し難いことである。
職員の身分扱いについて、是非とも、知事の再考をお願いしたい。

【「平成12年施行」について】

- ・ 従来、事務事業の移管については、「一括して実施すべき」となっていた。
しかし、都案では、一括ではなく二分割して実施することになっている。
その上、「できる限り早期に実施するもの」とされた事務事業は、極めて小さな事業ばかりである。しかも、実質的な事項が、全て平成12年というのは、いかにも長すぎる。
もし二分割するのならば、従来から、法律上既に特別区の事務とされている収集・運搬の事務だけでも、早めに移管することは出来ないものか。その点、知事のお考えをお伺いしたい。

【「政令指定都市の事務」について】

- ・ 政令指定都市の事務が、法改正からはずされたことについて、知事のお考えをお伺いしたい。

【「平成7年4月の法改正」について】

- ・ 知事は、日比谷の大会や都議会等で「平成7年4月の法改正」を明言してきているが、現在のお気持ちを率直にお聞かせ願いたい。

○ 知事発言

【基礎的自治体の法的位置づけについて】

- ・ 東京都と特別区との関係は、かつては一体の東京市という大都市であった。それを都と特別区に分けて、役割分担をすることとした。その意味で、都も区も普通の地方公共団体とは違う。しかし、都は都道府県に市町村の部分が入っているものだととして、普通地方公共団体とし、特別区はやはり特別地方公共団体ということになった。
・ 特別区は、都における基礎的自治体であり、住民に直結する団体であると自治法の中に書いてもらいたいと思っているし、そのことははじめから変わっていない。

【職員の身分取扱について】

- ・ 例えば、職業安定所の事務が国から府県に移管されたが、職員については、地方事務官という形が残っている。これは、誠におかしいことで、地方分権の問題の関連でその廃止を国に申し入れている。
・ 事務を移管すれば、その仕事に従事する職員は、区の職員になるというのが基本だと思う。しかし、清掃事業については、過去の経緯からいって、事業の継続性、安定性の面及び職員への配慮等、実際上の問題として、どうしても例外的な措置を採らざるを得ない。そこで、一定期間だけは、派遣として都の職員の身分とし、一定期間経過後は区の職員の身分に切り替えるという、今回の案ができた。

【「平成12年施行」について】

- ・ 12年施行の問題であるが、清掃事業は、収集・運搬から処理・処分まであわせて移管する必要がある。そのためには、車庫のないところに車庫を整備する必要があることや、清掃工場をつくって、全量焼却が確実に確保できる時まで移管を先延ばしせざるを得ない。それが今から概ね5年後の平成12年となるということだ。
・ 清掃については、制度上一定の時期までに移管することをまずはっきりさせる。それを施行するについて、特別の法律で施行を規定するのか、あるいは政令にまかせるのか、それは立法技術面の問題であるが、国とこれから相談して決めたい。

【「政令指定都市の事務」について】

- ・ 政令市の事務を特別区に移譲することで、都区は話し合ってきた。その後、中核市制度が法制化されたが、政令市の事務の限られたものが委譲されたにすぎない。このため、いくら特別区が、都における基礎的自治体であるといっても、政令市の事務を委譲するという事は、中核市とのバランスからいって無理だということを自治省はいっている。私もそう思う。
・ 基礎的自治体とはいえ、制度的に特別区に政令市の事務を移管することは困難であるので、都から区に委任するという方法を活用して、事務を委譲したいということである。

【「平成7年4月の法改正」について】

- ・ 最後に、平成7年の法改正についてであるが、区長さんがおっしゃったように、都議会でも、平成7年に法改正ができるようにすると申し上げてきたし、その考えは、

今も変わっていない。

7年4月に法律を改正し、その際、清掃事業の移管を平成12年に施行するという期日についても定めておくこととしたい。

- ・ そのためには、関係団体等との間の意見の一致を図ってもらいたいというのが自治省の意見ですから、区長さんのご意向を伺って、区との意見が一致したというものを、8月一杯にとりまとめてということで申し上げてきた。
- ・ 私は、9月中に自治大臣に会って、はっきり話をつけたい、そういう気持ちでおります。

○ その他の質疑

【「派遣」の期間はどの程度と考えているのか】

副知事：知事が申し上げたとおり、当該自治体がやる事務に従事するのは、その自治体の職員であるというのが、基本でありますから、私どもとしては、できるだけ早く派遣を切り替えたいと思う。

具体的な年数については、相手があることなので今はお答えする時期ではないと考えている。

【都における基礎的自治体というのは、何か限定された表現なのか】

部長：答申の中では、特別区の存する区域における基礎的自治体とっており、そういう趣旨で地方自治法の中で位置づけていただければと考えている。

○ 区側の発言

【締めめの会長挨拶】

- ・ 本日は、大勢でお訪ねし、知事の貴重なお時間を、ご割愛いただき、有り難うございました。

特別区は、今までも、何度か「正念場」だと覚悟した局面がありましたが、今回こそ、正に、重大な正念場を迎えたと厳しく受けとめております。

今まで、遭遇した数々の困難は、特別区が、基礎的自治体と位置づけられるための試練だと心得、区民や議会の協力を得て、何とか乗り越えて参りました。

「自治法上、特別区を基礎的自治体に明確に位置づける」ことが、都区制度改革の核心であり、特別区の悲願であります。今日まで築いてきた、知事と特別区の協調と信頼の絆が、水泡に帰することのないよう、都のご努力を願ってやみません。

本日の知事のお話を全区長に伝え、早急に区側の態度を協議し、9月9日の議長会との合同会議に諮って、正式回答する予定であります。

最後に、重ねて、知事のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。